

## めばる固定式さし網漁業の許可取扱方針

昭和43年5月25日

昭和47年5月 日一部改正

昭和53年5月31日一部改正

### (目的)

第1 日本海における沿岸漁業の不振にかんがみ、漁業経営の安定に資するため、資源の保護を図り健全な操業を保持するために、許可取扱について、この方針を定める。

### (許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

一 (1) 所有漁具図(1反の長さ、反数、立ち、いせを明確にしたもの。)

(2) 所属漁業協同組合長の副申書

(3) 所属漁業協同組合の許可船に違反船が生じた場合は、ただちに操業を停止し、許可証を返納する旨の誓約書

### (許可証の交付港)

第3 許可証は出漁準備状況を確認のうえ、小泊、下前、脇元、鯨ヶ沢及び北金ヶ沢港の5港のいずれか1港で交付する。

### (許可の対象者)

第4 許可の対象者は、西津軽郡、又は北津軽郡に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者。

一 前年度において、この漁業許可を受け誠実に営んでいる者。

二 その他知事が特に事情やむを得ないと認めた者。

### (許可の対象船)

第5 許可の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。

一 総トン数20トン未満のもの。

二 当県の登録漁船は、西津軽郡または北津軽郡に根拠地を有するもの。

三 その他、知事が特に事情やむを得ないと認めたもの。

### (許可をしない場合)

第6 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、次の場合は許可しない。

過去1年間における悪質な漁業違反者またはその違反船をもって申請したとき。

### (漁業違反者等に対する措置)

第7 前項に該当するもの以外の漁業違反者には、その実情に応じ10日の範囲内で許可の始期を遅らせる。

### (操業区域)

第8 操業区域は、次の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域とする。

点イ 権現埼灯台から磁針方位270度の線上8.5海里の点

点ロ 権現埼灯台から磁針方位270度の線上13海里の点

点ハ 点ロから磁針方位320度の線上7海里の点

点ニ 点イから北海道札幌前埼を見通した線上8.2海里の点

(操業期間および許可期間)

第9 操業期間は6月1日から8月31日までとし許可期間は1年以内とする。

(根拠地)

第10 根拠地は、申請者の住所地とする。

(制限または条件)

第11 許可するにあたり、次の制限または条件を付する。

- (1) 所持できる網は1カ統とし、その全長は1,000メートル以内であること。
- (2) 漁網の投網は毎日午後5時以降とし、揚網完了は、毎日午後10時以前とする。
- (3) 網の目合は75ミリメートル以上であること。
- (4) 敷設する網の立ちは6.5メートル以内とすること。
- (5) 夜間にあつては漁網の敷設中2キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯、その他の照明による漁具の標識を当該漁具の両端に設置すること。
- (6) 前号の標識には許可番号ならびに船名を表示すること。
- (7) 別途様式による船体標識を表示すること。
- (8) 漁獲物の陸揚については、根拠地の漁業協同組合に協力すること。

(許可の定数)

第12 当該漁業の許可に係る漁協別の許可の定数は次のとおりとする。

小泊40隻、下前26隻、脇元2隻、鰯ヶ沢23隻、大戸瀬9隻

(別途様式)

○船体の標識

黄色ペイントで1メートルの巾をもって操舵室中央物両側および船体両舷を塗装すること。

○許可番号の表示

許可番号を大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔、2センチメートル以上とし、黒色ペイントをもって横書きすること。

